

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：尾張旭市

（１） 職員の給与の額の差異（令和7年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	63.8 %
全職員	55.1 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.3 %
本庁課長相当職	98.3 %
本庁課長補佐相当職	94.6 %
本庁係長相当職	94.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	112.5 %
31～35年	94.0 %
26～30年	91.2 %
21～25年	88.2 %
16～20年	82.4 %
11～15年	80.9 %
6～10年	80.9 %
1～5年	92.1 %

【説明欄】

- ・全職員に占める「任期の定めのない常勤職員以外」の女性は66%と比率が半分を超えており、「任期の定めのない常勤職員以外職員」が女性に偏っている。
- ・扶養手当や住居手当は男性に支給している場合が多く、女性の扶養手当支給総額は全体の12.4%、住居手当支給総額は38.6%である。
- ・管理職手当は、男性の管理職の割合が高いため男性の支給額が多く、女性の管理職手当支給総額は全体の29.5%である。

(2) 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	90.9 %
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	10.0%	0.0%	—	0.0%
1週間以上2週間未満	5.0%	0.0%	—	0.0%
2週間以上1月以下	25.0%	0.0%	—	0.0%
1月超3月以下	50.0%	0.0%	—	0.0%
3月超6月以下	10.0%	0.0%	—	0.0%
6月超9月以下	0.0%	0.0%	—	0.0%
9月超12月以下	0.0%	0.0%	—	100.0%
12月超24月以下	0.0%	0.0%	—	—
24月超	0.0%	100.0%	—	—

・女性の育児休業の取得率は100%となっており、出産後育児休業へという流れが定着している。取得期間も、長期に取得している（会計年度任用職員は1歳の誕生日が上限）。

・男性の育児休業の取得率は、職場全体の意識改革や取得しやすい取得環境の整備が少しずつ進んでおり、90%を超えている。また、取得している職員の半数以上は、1月以上取得している。

(3) 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	13.1 時間/月
内部部局等以外	4.6 時間/月

・内部部局等の職員の時間外勤務時間は、内部部局等以外の約2.8倍となっている。
・内部部局等以外の業務では、シフト制を導入しているなどにより、時間外勤務を抑制できている可能性がある。